九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

[019_1984]第十九回中央図書館貴重文物展観目録 : 江戸時代の村方文書 : 備中国浅口郡乙島守屋家文書

九州大学附属図書館中央図書館

柴多, 一雄
九州大学文学部 :助手

https://doi.org/10.15017/1485013

出版情報：大学広報. 491, pp.1-6, 1984-01-20. The Committee of Public Relations Kyushu University
バージョン：
権利関係：

大学広報 №491
発行日昭和59年1月20日
（編集）
九州大学広報委員会

第十九回中央図書館貴重文物展観目録

（中央図書館）

江戸時代の村方文書
ー備中国浅口郡乙島村守屋家文書ー

はじめに

展観に際し教職員や学生諸君が多数来館されるよう希望します。

なお、今回の展示資料の選定、解説、指導、配列等について文学部柴多一雄助手に多大の御尽力を頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。

記

展示場所：中央図書館メインロビー

展示期間：昭和59年1月30日(月)から
昭和59年2月29日(水)まで

展観資料の解説

江戸時代には、各村の庄屋のもとで、年貢収納関係の文書をはじめ、厖大な量の文書が作成されていた。これらの文書は、明治に入ると、その多くが破棄され失われたが、今日まで持伝えられたものも少なくない。今回の展示では、こうした村方文書の中から、備中国浅口郡乙島村（現在岡山県倉敷市玉島乙島）の庄屋、守屋家の文書をとりあげ、その中から代表的なものを選んで構成した。

乙島守屋家文書は、総数7,２００点に及ぶ典型的な村方文書で、昭和十四年（１９３９）に九州文化史研究所に譲り受けたものであり、『九州文化史研究所所蔵古文書目録』五に、その目録が収められている。

なお乙島村は、備中国の中央部を流れる高梁川の河口西岸にあり、元禄六年（１６９３）までは松山藩主水谷氏の所領、享保期以後はほぼ倉敷代官所支配下の幕府領であった。現在の乙島村は、高梁川河口にあった島は取り払われ、海岸はさらに沖合に埋めたてられて、水島臨海工業地帯の一画を構成している。

１．浅口郡乙島村全図

一枚（２7.7×３9.8㎝）。幕末期。乙島村の全景を描いた村絵図。田畑宅地、山林、附寄洲、荒地、池川海、道路、村境等が彩色で描かれている。縮尺は約２万5,０００分の１で、江戸時代の村絵図としては小さい方に属する。海岸線等地形の描写は、現在の地図と比べてもほとんど変わらないほど正確であり、実際に測量して描いたものと考えられる。この村絵図の特徴は、田畑宅地より池や山林等を詳しく描いていることであり、池は一ケ所ごとにその面積を記している。また高梁川の河口についても、石垣や御定杭間の距離等が記され、当時の干拓の情況を詳しく知ることができるようになっている。対岸の西ノ浦村の石垣は、鶴新田天保開のものであり、この村絵図が天保（１８３０～４３）以降に作成されたものであることを示している。

２．天保九年乙島村明細帳

書冊一冊（２7.8×２0.4㎝）。天保九年（１８３８）乙島村から倉敷代官所に提出された村明細帳の控。村明細帳は、幕府や藩の命令により、一村ごとに、村高、家数、人口、牛馬数、寺社、用水、山林入会、貢租、農間稼等について書上げたものであり、いわば現在の村勢要覧のようなものにあたる。村明細帳は、領主や代官の交替、あるいは幕府の巡見使をはじめ領主や代官の廻村の際に作成されたが、本書は年代からみて、幕府巡見使の下向に際

してのものではないかと考えられる。乙島村の村明細帳は、本書のほか、安永四年（1775）天明八年（１７８８）、文政十三年（１８３０）等のものが存在する。

３．備中国浅口郡乙島村御検地帳写

書冊五冊（２9.４×２0.0㎝）。検地帳は、検地の結果を記した土地台帳で、村単位に作成され、土地一筆ごとに、地名、等級、田畑の別、縦横の間数、面積、分米、名請人等が記されている。本書は、元禄八年（１６９５）に姫路藩主本多忠国が幕府から命じられて、旧松山藩領を検地したときのもので、その後の乙島村の土地基本台帳となったものである。本書には、名請人の部分にほとんどすべてといってよいくらい付箋が貼付されているが、これらはその後の土地名請人の移動を記したものであり、この検地帳が幕末期まで実際に使用されていたことを示している。

４．寛政元年乙島村名寄帳

長帳二冊（４7.5×１6.4㎝）。名寄帳は、検地帳にもとづいて、一筆一筆の土地を名請人ごとに整理した人別土地台帳である。検地帳が耕地の順序に配列されているのに対し、名寄帳は名請人ごとに配列されているところに特徴がある。本書は、寛政元年（１７８９）に作成された乙島村の名寄帳であるが、裏表紙には乙島村太兵衛組とあり、当時二組に分けられていた乙島村の一方の組の名寄帳であることがわかる。本書は文化七年（１８１０）まで、約２０年間使用されたが、文化七年には新たに名寄帳が作成され、それ以後使用されることはなかった。本書の一筆一筆に押された㊞の印は、この新しい名寄帳に写したことを確認するためのものである。

５．寛政元年乙島村年貢割付状

一通（３0.9×２３9.8㎝）。年貢割付状は、その年に村が納入すべき年貢量と納期を通達した文書である。本書は、寛政元年（１７８９）十月に倉敷代官所の代官菅谷弥五郎が、乙島村の庄屋、年寄、惣百姓に宛てて出したもので、米２１８石3斗5升8合、銀３１９匁３分５厘１毛を、十二月十日までに収めるように達している。全長２ｍ余にもおよぶ長大なもので、この年の乙島村の年貢の内訳を記している。当時乙島村は名寄帳等からわかるように、二つの組に分かれていたが、年貢割付状は、村高８８６石余の乙島村全体に対して出されている。また、この時期、乙島村は天明四酉年（１７８４）から寛政五丑年（１７９３）まで、１０ケ年間の定免制が採用されており、この期間の年貢は一定であったが、年貢割付

状は、この間も毎年出されいた。乙島村の年貢割付状は、中期から幕末期まで、ほぼ毎年のものが残っている。

6．寛政元年乙島村年貢皆済状

一通（３０.６×１５２.４㎝）。年貢皆済状は、その年の年貢が完納されたことを証するため、代官からその村に宛てて出された文書である。年貢はふつう一村分を一度に納入することはなく、何度かに分けて納入されたが、そのたびに小手形と称する仮領収書が発行された。年貢皆済状は、すべての年貢を完納したとき、その小手形とひきかえに発行されたものである。本書は寛政二年（１７９０）三月、寛政元年の乙島村の年貢が完納されたことを証するため、倉敷代官所の代官菅谷弥五郎が、乙島村の庄屋、年寄、惣百姓に宛てて出したもので、５の寛政元年乙島村年貢割付状に対応するものである。乙島村の年貢皆済状は、年貢割付状同様、中期から幕末期まで、ほぼ毎年のものが残っている。

7．嘉永二年乙島村宗門人別帳

書冊三冊（２８.０×１９.０㎝）。嘉永二年（１８４９）に作成された乙島村の宗門人別帳。宗門人別帳は、寺院がその村の個々人についてキリスト教徒でないことを証明した帳簿であり、元来キリスト教禁制の徹底をはかるために作成されたものである。宗門人別帳には、戸主以下、家族、奉公人の名前・年令、および所属寺院等が記され、戸籍台帳としての役割を果した。原則として毎年作成され、村役人のもとに保管された。本書は、三冊のうち二冊が乙島村にある天台宗圓乗院を檀那寺とする者の宗門人別帳、一冊が玉島村、倉敷村等他村にある、天台、真言、禅、浄土、日蓮、一向の各宗派の寺院を檀那寺とする者の宗門人別帳である。

8．宝暦二年乙島村御仕置五人組帳

書冊一冊（２９.８×１９.７㎝）。御仕置五人組帳は、相互監察制度として作られた五人組に関する帳簿であり、単に五人組帳とも呼ばれる。五人組帳は、五人組帳前書と呼ばれる、五人組が守るべき法令を記した部分と、五人組連印の部分とからなる。五人組帳前書は、機会あるごとに村役人が読み聞かせ、その徹底をはかった。本書は、宝暦二年（１７５２）の乙島村の五人組帳であり、五人組帳前書は７０ケ条、五人組として連印する者は１９組101人（一部六人組となっている）で、一人ひとりの持高があわせて記されている。連印者が少ないのは、当時乙島村が二つの組に分かれていたことによる。

9．天保十一年乙島村人足役目帳

長帳一冊（３5.2×１2.4㎝）。天保十一年（１８４０）の乙島村の人足役目帳。人足は、本来農民一人ひとりが直接出て勤めるべきものであったが、しだいに人足賃（夫銭）を出しあい、これで人足を雇うようになった。本書は、乙島村の農民一人ひとりの夫銭の負担額を書上げたもので、最後に、道直し、村用出人足、廻状持、倉敷からの飛脚賃、廻米積立中師賃等、この年の主な夫銭の使途とその額を記している。

10．天保十五辰年村小入用米銀割賦帳

長帳一冊（３7.4×１4.5㎝）。村小入用米銀割賦帳は、単に村入用帳とも呼ばれ、村を維持運営するために要した一年間の費用を、細目ごとに書上げたものである。本書は、天保十五年（１８４４）の乙島村の村入用帳で、氏神御供米、高札番給、溜池番給、郷蔵番給等の入用米２７石３升７合３勺、村中安全御祈禱料、庄屋筆墨料、諸賄料、村普請入用諸品代等の入用銀７貫８２５匁３分３厘が書上げられている。これらの入用米銀は、高割で一人ひとりの農民に割付けられたが、この年の農民の負損額は、持高１石につき、米３升３合５勺６才、銀９匁８分となっていた。

11．安政六年乙島村御用留

書冊一冊（２4.7×１7.0㎝）。御用留は、廻状留ともいい、領主からの触状・廻状や、村からの願書等を写し控えたものである。本書は、安政六年（１８５９）の乙島村の御用留で、倉敷代官所よりの触状・廻状や、乙島村からの願書等を記している。内容は、上納金、海防、貯穀、廻米、救恤、村方出入等、種々の事柄を含み、農村の動きを具体的に知ることができる。乙島村の御用留は、必ずしも年代が連続していないが、中・後期のもの約５０冊が残っている。

12．柏島村百姓小前惣代平兵衛外三人訴状

一通（２4.2×１１5.6㎝）。天保八年（１８３７）柏島村の小前百姓が、村役人の罷免を要求して倉敷代官所に提出した訴状。柏島村は乙島村の西、玉島湾をはさんだ対岸にある幕領の村で、同じ倉敷代官所の支配下にあった。訴状の内容は、庄屋・年寄・百姓代が夫銭を不正に割付けているので、夫銭帳を調査し、彼らを罷免してほしいというものである。本書は直接乙島村に関係するものではないが、同じ倉敷代官所の支配下にある隣村の村方出入の訴状であるため、参考のために写したものであろう。

13．備中国浅口郡乙島村池数戸前樋後樋橋改帳

長帳一冊（３６.８×１４.６㎝）。乙島村の池、樋、橋等を書上げたもの。享保十五年（１７３０）作成。池４２ケ所（池の伏樋４６ケ所、立樋９ケ所）、石樋７ケ所、溝７ケ所、石橋５ケ所、土橋１ケ所等を書上げ、池は面積、池守、樋の種類、樋は長さ、内法、成立年代等を記す。乙島村は、田高３４５石余のうち、高梁川の水を灌漑に利用していたのは、わずか２５石余にすぎず、その大部分は溜池の水によっていた。本書に書上げられた池数４２ケ所という数字は、１の浅口郡乙島村全図に描かれた池の在り方とともに、そのことを如実に示している。

14．備中国浅口郡乙島村御立山并百姓小林改帳

書冊一冊（２６.１×１９.３㎝）。乙島村の山林を書上げたもの。元禄七年（１６９４）作成。一つひとつの山林ごとに、地名、御立山、小林の別、林廻り間数、山守あるいは所有者の名前を記す。御立山は領主の山林、小林は百姓持の山林のことで、御立山７ケ所、小林７１ケ所、合計７８ケ所の山林を書上げる。旧領主水谷氏の断絶後、幕府あるいは旧松山藩領の検地を担当した姫路藩主本多忠国に提出されたものの控と考えられる。

15．御新開場最初より手続始末并御歎願書差上候控

書冊一冊（２３.８×１６.６㎝）。天保十三年（１８４２）乙島村庄屋で御新開引受人であった守屋十左衛門が、乙島村の干拓工事の経緯を説明し、工事の継続を歎願して、倉敷代官所へ提出した歎願書の控。乙島村の東南海岸約１００町歩の干拓に関するもので、文化六年（１８０９）から天保十三年に至る、代官所との交渉および近隣農村との相談の経緯を記す。乙島村では古くから新田開発が行われてきたが、この工事は、その中でも最も規模の大きなものの一つである。

16．大小船小前改帳

書冊一冊（２７.３×２０.５㎝）。乙島村の船を書上げた帳簿。寛保元年（１７４１）作成。船一艘ごとに、船の大きさ、乗員数、所有者を記したもので、１０石から１５０石積までの運賃漕船３０艘、６石から８石積までの藻取船７艘、合計３７艘を書上げている。２の天保九年乙島村明細帳によれば、この年の乙島村の船数は、５石から１５石積の船が５５艘で、１００石につき年に銀２０目の運上を上納している。隣村玉島村の玉島港は、乙島村、阿賀崎新田村、柏島村等の入合港となっており、運賃漕船はここを拠点に海運に従事していた。